

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和5年3月27日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第10号

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第11
3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市有富中山間地域活性化センターの項及び鳥取市福部町栗谷研修セ
ンターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。